号外第四十四号

日

曜

令和二年

十月二十二日

木

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

目 次

条 例

○山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の :

条例のあらまし

正する条例(条例第五十号)(税務課) 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改

- 1 整理を行うこととした。 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

例

条

する条例をここに公布する。 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

山梨県条例第五十号

改正する条例 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を

山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例(平成二十年

長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。 二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成 第一条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第

号 外 第四十四号 令和二年十月二十二日

Ш

梨

県

公

報

発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
巾丸の内一	第四十四号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
号	令和二年十月二十二日
印刷所	日日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	二